

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園，保育所，認定こども園などを
利用する子どもたちの保育料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

認可保育所（2号認定，3号認定）に関する無償化の内容

対象者・対象経費など

認可保育所を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの全ての
子どもたちの利用者負担額（保育料）が無償となります。

POINT 1 無償化にあたり，保護者の方の手続き等は不要です。

POINT 2 無償化の期間は，満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

POINT 3 延長保育料，行事費，給食の材料にかかる費用（食材料費）などの実費負担額は，
これまでどおり保護者の負担になります。（詳しくは裏面をご覧ください）。

0歳児クラスから2歳児クラスの子どもたちについては，
市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償となります。

POINT 1 3歳児クラスから5歳児クラスの方と同様，保護者の方の手続き等は不要です。

対象となる施設・事業

認可保育所，認定こども園（2・3号認定），地域型保育事業

（※）子どものための教育・保育給付2号認定・3号認定の場合

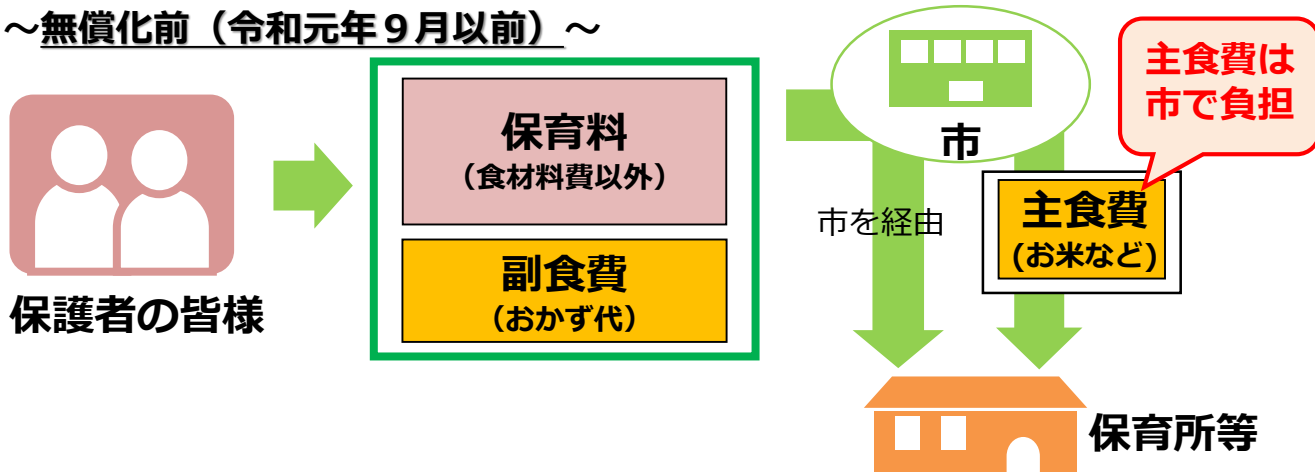
（※）地域型保育とは，小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育（認可）を指します。

無償化後の食材料費（副食費）の取扱いについて

- 令和元年9月まで、保育所の3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの給食食材料費については、副食（おかず）分を保育料の一部として、保護者の皆様にご負担いただき、市を通じて保育所にお支払いしていました。
- 令和元年10月から、無償化に伴い保育料は無償となりますが、副食費については引き続き保護者の負担となり、実費として直接保育所等にお支払いいただくこととなります。ご理解とご協力のほどお願いします。
- 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの給食食材料費は、これまでと同様、保育料の一部として市が徴収します。

※0～2歳児クラスで、市町村民税非課税世帯の方は、保育料と同様に食材料費も無償となります。

～無償化前（令和元年9月以前）～



～無償化後（令和元年10月以降）～ 【3歳児クラスから5歳児クラス】

